

新潟市民有林整備支援事業交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林の有する多面的機能の維持及び増進を図り、森林の適正な管理を促進するため、市内の民有林において行う森林整備の費用について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県民有林造林事業実施要領（昭和48年7月21日制定。以下「県要領」という。）、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定される地域森林計画の対象となっている森林
- (2) 保育間伐 12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木の除去及び不良木の淘汰。原則として、伐採木の搬出集積を伴わない。
- (3) 間伐 森林の適正な密度管理、針広混交林の造成、伐採後の天然更新等を目的とする不用木の除去、不良木の淘汰。伐採木の搬出材積が1ha当たり10m³以上のものを搬出間伐、それ以外のものを切捨間伐という。
- (4) 森林作業道整備 新潟県森林作業道開設基準（平成23年7月12日林第377号）に原則適合する森林作業道の開設又は改良
- (5) 森林経営計画 森林法第11条又は第19条に基づき認定された森林経営計画

(補助事業者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 森林整備の着実な推進を図るため、市長と森林整備に係る協定（以下「協定」という。）を締結すること。
- (2) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項及び第44条第2項に規定する要件に適合するものとして、県が公表した民間事業者。
- (3) その他法令に違反していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 新潟市税を滞納している者。
- (2) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの。
- (3) その他、補助金の交付が不相当であると市長が認める者。

(補助対象事業等)

- 第4条 この要綱に定める補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)
及びその内容、補助事業者、補助対象経費、補助金額の算定方法等は、別表1のとおりとする。
- 2 補助対象事業は、補助金の交付申請を行う年度内の事業とし、第6条に規定する期日までに補助金等交付申請兼実績報告を行うものとする。

(協定)

- 第5条 前々条第1項に掲げる協定は、森林整備に関し市長と補助事業者との間で締結されるものであって、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。各事項に関し具体的に記載する内容については、参考様式第1号に例示する。

- (1) 目的
 - (2) 協定の対象とする森林
 - (3) 整備の内容
 - (4) 費用の負担等
 - (5) 補助金の交付等
 - (6) 協定の期間(最長で1年間とする)
 - (7) 協定の廃止又は変更
 - (8) その他
- 2 前項第2号については、要綱別表2のとおりとする。
- 3 市長は、協定の内容が適正なものであり、かつ、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図る上で補助金の交付が必要と認める場合には、補助事業者と協定を締結するものとする。なお、複数の森林経営計画等の対象とする森林については、一の協定に含めることができる。

(交付の申請及び実績報告)

- 第6条 補助事業者は、原則として事業の終了後、市長が定める期日までに様式第1号(補助金等交付申請書兼実績報告書。以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。
- 2 前項の事業に対し県若しくは国の他の補助事業等(以下「県補助事業」という。)により同様の補助金等が交付されている場合(予定含む)は、県補助事業に係る補助金交付決定通知を受けた後、その写しを速やかに市長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、前々項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

- 4 補助金の算出にあたっては、千円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

(添付書類)

第7条 前条に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請内訳書
 - (2) 施業箇所位置図
 - (3) 施業図
 - (4) 現地写真
 - (5) 森林作業道作設に係るチェックリスト（森林作業道を作設する場合）
 - (6) 搬出材積集計表
 - (7) 平均胸高直径調査表
 - (8) 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表（社会保険加算を適用する場合）
 - (9) 国県補助事業に係る交付決定通知書の写し（前条第2項に該当する場合）
 - (10) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
 - (11) 新潟市に納付すべき市税が賦課されている補助事業者は、新潟市税の納税証明書（新潟市制度用）
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する添付書類は、県要領に掲げる様式を準用するものとする。
 - 3 市長は、補助対象事業の内容により必要がないと認める場合は、前項に定める書類の全部又は一部を省略させることができる。

(交付決定及び額の確定等)

第8条 市長は、第6条に規定する申請書を受けた場合において、書類の審査及び現地検査等により補助金交付の可否の決定及び補助金の額を確定し、様式第2号（補助金交付決定及び額の確定通知書）により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項のうち、第6条第2項に該当する事業の場合は、前条第1項第9号に規定する書類の提出を以って、現地検査を省略することができる。
- 3 市長は、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。
- 4 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助条件に違反したとき又は補助条件を満たさなくなったとき
- (2) 偽りその他の不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき又は事業実績報告を行ったとき
- (3) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき
- (4) その他市長が補助することを不適当と認めたとき

- 2 前項の規定は、前条に定める補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書により期間を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第11条 補助事業者は、当該補助事業における経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該事業の完了した会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施に当たり、その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

事業	補助事業者	補助対象経費	補助率	備考
(1) 公益的機能森林 保全整備事業	市と森林整備にかかる 協定（以下、協定とい う）を締結し、かつ森 林経営管理法の規定に より県が公表した民間 事業者	・協定に規定する公益 的機能保全エリア内の 森林において実施した 保育間伐、間伐、森林 作業道作設 ・経費の算出方法につ いては新潟県林業関係 補助金に準ずる	ア 搬出間伐経費助成（県補助と合計 した補助率 85/100 以内） ・間伐（搬出材積 10 m³/ha 以上） 14 齢級以下：17/100 14 齢級超：85/100 イ 搬出間伐に伴う森林作業道作設経 費助成（県補助と合計した補助率 85/100 以内） ・作業道作設（アに付帯） 補助率はアに準ずる ウ 切捨間伐経費助成（県補助と合計 した補助率 95/100 以内） ・保育間伐：27/100 ・間伐（搬出材積 10 m³/ha 未満）： 95/100	・補助金額の算定に関し て、県要領に掲げる査定係 数は適用しないものとする

事業	補助事業者	補助対象経費	補助率及び上限	備考
(2) 循環型林業推進事業	市と協定を締結し、かつ森林経営管理法の規定により県が公表した民間事業者	・協定に規定する循環型林業推進エリア内の森林において県補助事業として実施した保育間伐、間伐、森林作業道作設 ・経費の算出方法については新潟県林業関係補助金に準ずる	ア 搬出間伐経費助成（県補助と合計した補助率 85/100 以内） ・間伐（搬出材積 10 m³/ha 以上）：17/100 イ 搬出間伐に伴う森林作業道作設経費助成（県補助と合計した補助率 85/100 以内） ・作業道作設（アに付帯）：17/100 ウ 切捨間伐経費助成（県補助と合計した補助率 95/100 以内） ・保育間伐：27/100	・補助金額の算定に関して、県要領に掲げる査定係数は適用しないものとする

別表 2

協定の対象森林及び適用エリア

エリア名		目標とする林型	条件	補助対象事業
対象森林（共通）			・新潟市 地内 ・森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項に規定される地域森林計画対象森林 ・同法第 11 条又は 19 条に規定される森林経営計画の認定を受けた森林	
（１）公益的機能森林保全エリア	切捨間伐推奨	将来管理コストの低い針広混交林（スギや広葉樹が混じり合った森林など）	以下の条件のうち、いずれかに当てはまる ①車道からの距離 300m 以上 ②傾斜 25 度以上	別表 1－（１）－ア、イ、ウ
	搬出間伐推奨		①、②いずれにも当てはまらない かつ 以下の条件のうち、いずれかに当てはまる ③木材生産機能が「中」または「低」 ④保安林（指定施業要件：択伐）、急傾斜地崩壊危険区域等に指定されている ⑤その他の理由により循環型林業に適さないと市長が認めた森林	別表 1－（１）－ア、イ、ウ※ ※搬出間伐と一体的に実施するもの
（２）循環型林業推進エリア		木材生産機能の維持を図るための森林施業を推進する森林	①～⑤のいずれにも当てはまらない	別表 1－（２）－ア、イ、ウ

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者 住所
（法人にあっては所在地）

氏名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

補助金等交付申請書兼実績報告書

補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 年度 新潟市民有林整備支援事業
- 2 補助事業の目的及び内容
森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、要綱別表に記載の補助事業に取り組む
- 3 補助対象経費 円
- 4 交付申請額及びその算定方法 円
- 5 補助事業の完了（予定）年月日 年 月 日
- 6 情報の公表の内容、方法及び時期
- 7 添付書類 要綱に掲げるとおり

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

氏名 様

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

新潟市長
（担当 ）

補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金については、下記のとおり交付決定及び確定をしたので通知します。

記

1 事業の名称

2 交付決定額及び確定額（補助率）

円（補助率： / 100）

3 交付条件

この補助事業に係る証拠書類は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

様式第 3 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

氏名 様

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

新潟市長
（担当 ）

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金については、下記のとおり不交付の決定をしたので通知します。

記

1 事業の名称

2 不交付の理由

新潟市民有林整備支援事業実施協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、新潟市長（以下、「甲」という。）と〇〇〇（以下、「乙」という。）との合意の下、乙による計画的かつ一体的な森林施業を推進し、森林の有する多面的機能の維持及び増進を図るとともに森林の適正な管理を促進するため、事業の実施等に関する事項を定める。

（協定の対象とする森林）

第2条 協定の対象とする森林（以下、「対象森林」という。）は、別紙のとおりとする。

（整備の内容）

第3条 乙は、対象森林を新潟市民有林整備支援事業交付要綱（以下「要綱」という。）別表2に掲げる目標林型へ誘導するため、対象森林の状況を踏まえつつ、必要な整備を実施する。

2 具体的な整備の方法については、新潟市森林整備計画書に掲げる施業基準に従う。

（費用の負担等）

第4条 前条に定める森林整備に要する費用は乙が負担し、事業の完了後、要綱に基づき交付される補助金等を充てることとし、森林所有者の負担はないものとする。

（補助金の交付等）

第5条 甲は、協定に基づき適正に森林整備が行われたと認める場合には、予算の範囲内において乙に補助金を交付する。

2 補助金の積算基礎となる森林は、第2条の対象森林のうち、要綱別表2に該当する森林とする。

3 このほか、補助金の交付及びその返還については、要綱に基づくものとする。

（協定の期間）

第6条 協定の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（協定の廃止又は変更）

第7条 乙は、この協定を廃止又は変更しようとする場合は、あらかじめ甲に申し出なければならない。

2 甲は、この協定を廃止又は変更しようとする場合は、あらかじめ乙に通知しなければならない。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

（甲） 新潟市長 中 原 八 一 ⑩

（乙） 住 所
氏 名 ⑩

新潟市民有林整備支援事業実施協定の締結申出書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

住所
氏名

別紙の実施協定を締結したいので、同意されるよう協議の申出をします。

(別紙)

- ・ 新潟市民有林整備支援事業実施協定書(案)

【参考様式第 1 号】